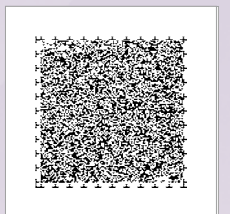
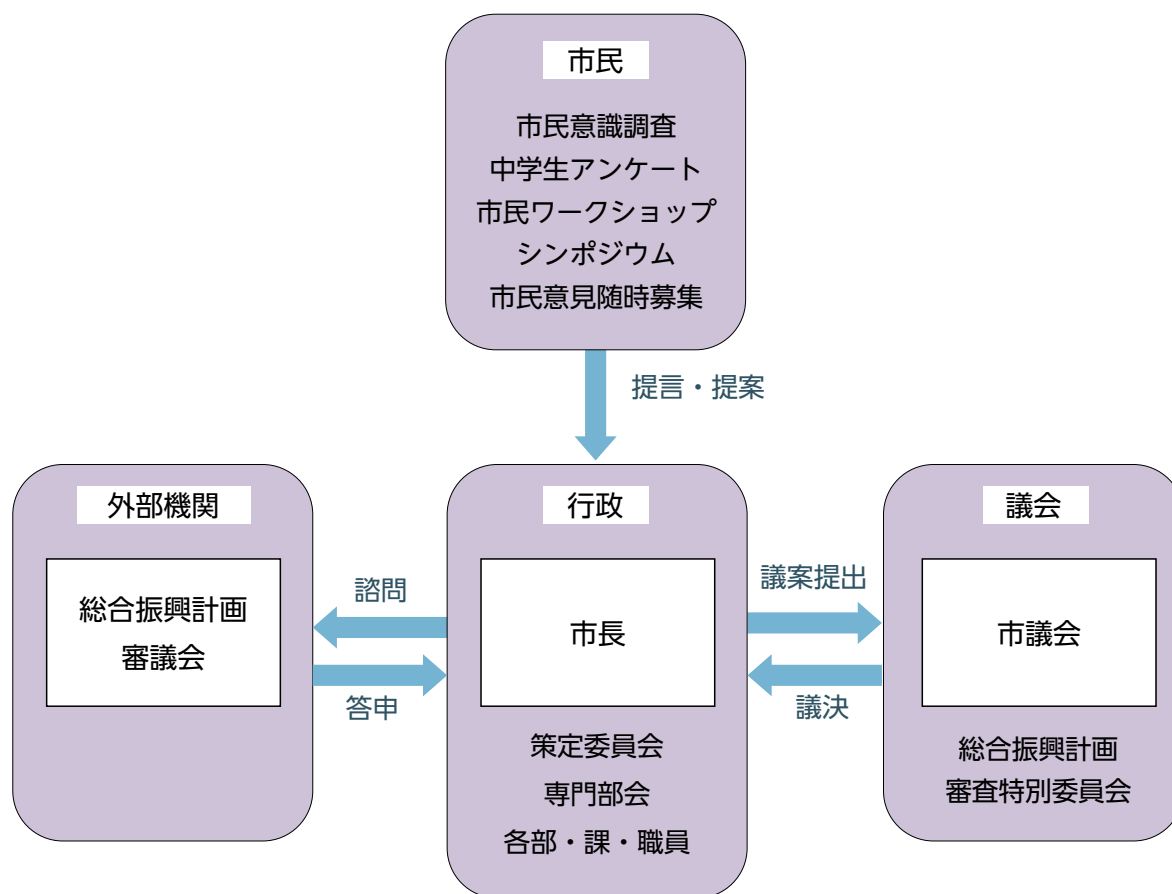




資料編



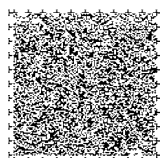
1 策定体制



諮問 令和3（2021）年3月26日

答申 令和4（2022）年10月24日

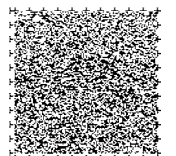
議決 令和4（2022）年11月定例会議（基本構想及び前期基本計画）



2 久喜市総合振興計画審議会

(1) 審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和3(2021)年 3月26日(金)	(1) 委嘱書の交付 (2) 委員及び事務局職員の紹介 (3) 会長、副会長の選出 (4) 諮問 (5) 第2次久喜市総合振興計画の策定について (6) 市民意識調査及び中学生アンケートの実施について (7) SDGsについて
第2回	令和3(2021)年 7月26日(月)	(1) 各種基礎調査報告について (2) 人口推計報告について (3) 市民意識調査の結果について (4) 市民ワークショップの実施状況報告について (5) 第2次久喜市総合振興計画の構成及び骨子(案)について (6) 久喜市SDGs取組方針について
第3回	令和3(2021)年 10月1日(金)	(1) 第2次久喜市総合振興計画序論及び基本構想 (検討原案)について
第4回	令和3(2021)年 11月15日(月)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画<基本目標1・2> (検討原案)について
第5回	令和4(2022)年 1月17日(月)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画<基本目標3・4> (検討原案)について
第6回	令和4(2022)年 2月28日(月)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画<基本目標5・6> (検討原案)について (2) 「久喜市人口ビジョン(改訂版)」(素案)について
第7回	令和4(2022)年 3月25日(金)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画<基本目標7・8> (検討原案)について
第8回	令和4(2022)年 5月27日(金)	(1) 第2次久喜市総合振興計画(素案)について
第9回	令和4(2022)年 7月25日(月)	(1) 第2次久喜市総合振興計画(素案)について
第10回	令和4(2022)年 8月29日(月)	(1) 「久喜市人口ビジョン(改訂版)」(案)について (2) 第2次久喜市総合振興計画(最終素案)について (3) 答申書(案)について
第11回	令和4(2022)年 10月24日(月)	(1) 第2次久喜市総合振興計画(案)について (2) 答申



(2) 審議会条例

久喜市総合振興計画審議会条例

平成 22 年 7 月 13 日

条例第 237 号

(設置)

第 1 条 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、久喜市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、久喜市総合振興計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 執行機関の委員
- (3) 市内の公共的団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会は、部会を置くことができる。

(庶務)

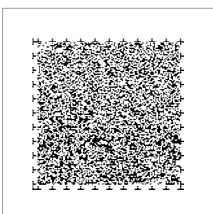
第 9 条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

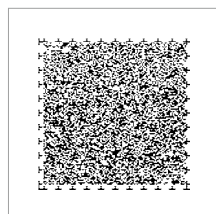
この条例は、公布の日から施行する。



(3) 委員名簿

	氏名	選出区分	備考
1	足利和代	第1号委員 公募による市民	
2	伊藤秀		
3	大谷和子		令和4（2022）年4月18日まで
4	柿沼平太郎		
5	宮城与四郎		
6	山中今日子		
7	岩崎長一	第2号委員 執行機関の委員	令和4（2022）年6月30日まで
	長谷川勲		令和4（2022）年7月6日から
8	小野田真弓		
9	木内明子	第3号委員 市内の公共的団体の 役職員	
10	小林英一		〈副会長〉
11	小山康弘		令和4（2022）年3月31日まで
	田村守		令和4（2022）年5月9日から
12	田中学		
13	宮内智		
14	明野真久	第4号委員 学識経験を有する者	
15	石上泰州		〈会長〉
16	齋藤彰俊		令和4（2022）年2月16日まで
	和田秀文		令和4（2022）年2月28日から
17	高田康二		
18	高橋進		
19	星弘恵		令和4（2022）年3月31日まで
	松沼真理子		令和4（2022）年4月27日から
20	松本陽子		

任期：令和3（2021）年3月26日～令和5（2023）年3月25日



(4) 諮問書

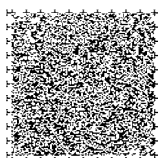
久企第 851 号
令和3年3月26日

久喜市総合振興計画審議会会長 様

久喜市長 梅 田 修 一

第2次久喜市総合振興計画について（諮問）

久喜市総合振興計画審議会条例(平成22年条例第237号)第2条の規定に基づき、
第2次久喜市総合振興計画基本構想及び基本計画について、貴審議会の意見を求めま
す。



(5) 答申書

令和4年10月24日

久喜市長 梅田修一様

久喜市総合振興計画審議会
会長 石上泰州

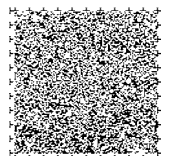
第2次久喜市総合振興計画（案）について（答申）

令和3年3月26日付け久企第851号で諮問のあった第2次久喜市総合振興計画（案）につきまして、本市を取り巻く時代潮流や現状と課題、SDGsの推進、市民意識調査等に基づく市民の意識や期待などを踏まえ、当審議会において11回にわたり慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であると認め、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の意見について十分配慮されるよう要望します。

記

- 1 当審議会の審議過程や、市民意識調査等で寄せられた意見を尊重するとともに、本計画を広く周知し、市民参加と協働をまちづくりの重点と位置付け、市民と行政による協働・共創のまちづくりに努められたい。
- 2 基本構想に掲げた将来像「人が笑顔 街が元気 自然が豊か 久しく喜び合う住みやすいまち 久喜」の実現に向け、最大限の努力と熱意をもって、各地域の実情や特性を生かした積極的な取組みの推進に努められたい。
- 3 国連で採択された2030年を期限とする国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた17のゴール（目標）と169のターゲットの達成に向け、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりの実現に努められたい。
- 4 本計画が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に位置付けられていることを踏まえ、人口減少社会の中にあっても、引き続き久喜市が賑わいと活力のあるまちとなるよう、移住・定住の促進や子育て・教育への支援、地域の活性化など、地方創生に繋がる施策の推進に努められたい。
- 5 前期基本計画に掲げた施策を着実に推進するとともに、PDCAサイクルを踏まえた進行管理に基づき、その評価にあたっては外部機関（審議会等）の視点を取り入れ、社会経済情勢の変化を的確に捉えた事業の見直し・改善に繋げるよう努められたい。



3 市民参加

(1) 市民意識調査

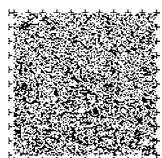
目的	第2次久喜市総合振興計画を策定するにあたり、市の取組みに対する市民意識について把握し、次期計画策定の参考資料とすることを目的として2つのアンケートを実施した。 ①市民意識調査 ②中学生アンケート
調査対象	①令和3（2021）年4月5日時点において、久喜市の住民基本台帳に記録された満16歳以上の人 ②久喜市立の中学校に在籍する2年生
抽出方法	無作為抽出
対象者数	①5,000人（男女各2,500人） ②1,205人
有効回収数及び回収率	①2,370人/5,000人（47.4%） ②1,172人/1,205人（97.3%）
実施期間	①令和3（2021）年4月16日～令和3（2021）年5月10日 ②令和3（2021）年5月12日～令和3（2021）年5月21日

(2) 市民ワークショップ

目的	第2次久喜市総合振興計画を策定するにあたり、また、SDGsに関する取組みを一層推進していくため、市民の視点から意見やアイデアを伺い、今後のまちづくりに生かすことを目的として実施した。		
実施概要	令和3（2021）年 7月10日（土）	栗橋文化会館会議室1・2	20名
		鷲宮東コミュニティセンター集会室	30名
	令和3（2021）年 7月17日（土）	菖蒲文化会館多目的室1～3	22名
		市役所本庁舎第3～6会議室	31名
令和3（2021）年 8月1日（日）	市役所本庁舎第3～6会議室	36名	

(3) シンポジウム

目的	SDGsの理解浸透・普及・啓発を図るとともに、久喜市の魅力や今後のまちづくりについて市民と一緒に考えることを目的として実施した。
実施概要	令和3（2021）年11月13日（土） ・SDGsアプローチ講話 ・SDGs市民ワークショップ成果発表 ・市内小学校におけるSDGsの取組発表 ・パネルディスカッション
参加者	計337名：来賓33名、被表彰者157名、一般観覧者147名



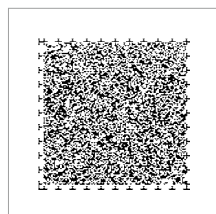


市民ワークショップ意見をもとに作成した久喜市SDGsマップ
(左：表面、右：裏面)



(4) 市民意見随時募集

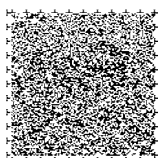
目的	第2次久喜市総合振興計画を策定するにあたり、策定過程の早い段階から、市民から幅広く意見を求めることを目的に、審議会の開催後に随時募集した。
意見募集期間	第1回：令和3（2021）年8月4日（水）～令和3（2021）年8月27日（金） 第2回：令和3（2021）年10月5日（火）～令和3（2021）年10月22日（金） 第3回：令和3（2021）年11月17日（水）～令和3（2021）年12月10日（金） 第4回：令和4（2022）年1月19日（水）～令和4（2022）年2月14日（月） 第5回：令和4（2022）年3月1日（火）～令和4（2022）年3月30日（水） 第6回：令和4（2022）年3月28日（月）～令和4（2022）年4月15日（金） 第7回：令和4（2022）年5月30日（月）～令和4（2022）年6月22日（水） 第8回：令和4（2022）年7月26日（火）～令和4（2022）年8月8日（月）
意見提出件数	5人 5件



4 庁内策定体制

(1) 策定委員会会議経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和3(2021)年 2月25日(木)	(1) 策定基本方針及び策定スケジュールについて (2) 市民意識調査の実施について (3) SDGsの概要と市への施策への取り込みについて
第2回	令和3(2021)年 7月5日(月)	(1) 各種基礎調査報告について (2) 人口推計報告について (3) 市民意識調査の結果について (4) 第2次久喜市総合振興計画の構成及び骨子(案)について
第3回	令和3(2021)年 9月16日(木)	(1) 第2次久喜市総合振興計画序論及び基本構想 (検討原案)について
第4回	令和3(2021)年 11月4日(木)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画 <基本目標1・2> (検討原案)について
第5回	令和3(2021)年 12月22日(水)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画 <基本目標3・4> (検討原案)について
第6回	令和4(2022)年 2月15日(火)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画 <基本目標5・6> (検討原案)について
第7回	令和4(2022)年 3月3日(木)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画 <基本目標7・8> (検討原案)について
第8回	令和4(2022)年 5月13日(金)	(1) 第2次久喜市総合振興計画(素案)について
第9回	令和4(2022)年 7月8日(金)	(1) 第2次久喜市総合振興計画(素案)について (2) 第2次久喜市総合振興計画 実施計画(試行版・令和4～ 6年度)(案)について



(2) 策定委員会設置規程

久喜市総合振興計画策定委員会設置規程

令和2年10月21日

訓令第16号

(設置)

第1条 本市における総合的かつ計画的な市政運営の指針となる総合振興計画（以下「計画」という。）を策定するため、久喜市総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画案の作成及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に当たり必要と認められること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、参与、財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康・子ども未来部長、建設部長、菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷲宮総合支所長、上下水道部長、議会事務局長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出をさせることができる。

(専門部会)

第6条 計画の策定について、必要な調査、検討及び関係課との調整を行うため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の名称、所掌事項、構成員等については、委員長が別に定める。

(庶務)

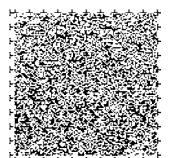
第7条 策定委員会及び専門部会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

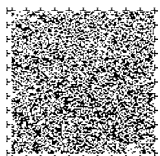
この訓令は、公布の日から施行する。



5 重要業績評価指標 (KPI) 一覧

基本目標 1. みんなが認め支え合い夢や希望が実現でき人材きらめくまちをつくる

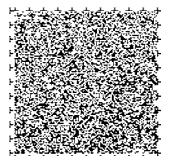
施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和 3 年度 (2021 年度) 現状値	令和 9 年度 (2027 年度) 目標値	備考
1-1. 互いを認め合い一人ひとりの人権を尊重する	57	人権について、すべての人に関わる大切な問題であると思った人の割合	人権に関する意識調査により、回答した割合 <計算式> 回答数 / 全回答者数 × 100	90.7%	100.0%	
1-2. すべての人々が暮らしやすい共生社会をつくる	59	市の審議会等における女性委員の登用率	市の審議会等における女性委員登用状況調査により、回答した割合 <計算式> 女性委員数 / 委員総数 × 100	37.3%	50.0%	
		日本語教室の参加者数	市及び市内ボランティア団体主催の日本語教室の参加者数	494 人	1,530 人	※コロナ影響 1,495 人 (R 元年度)
1-3. 心豊かな人材を育む学校教育を充実し夢と希望の実現を支える	62	学力・学習状況調査における学力を伸ばした児童生徒の割合	埼玉県学力・学習状況調査における正答率一覧表より算出した割合 <計算式> 学力を伸ばした児童生徒 / 市内全児童生徒 × 100	国語 63.4% 算数・数学 66.1% 英語 78.5%	国語 100.0% 算数・数学 100.0% 英語 100.0%	
		「学校に行くのは楽しいと思う」児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における児童及び生徒質問紙に掲載されている割合 <計算式> ・肯定的回答数 / 全国学力・学習状況調査をした小学校 6 年生の数 × 100 ・肯定的回答数 / 全国学力・学習状況調査をした中学校 3 年生の数 × 100	小学校 88.9% 中学校 85.3%	小学校 90.0% 中学校 90.0%	
		学校給食がおいしいと感じている児童生徒の割合	学校給食がおいしいと感じている児童生徒の割合 <計算式> 学校給食がおいしいと感じている児童生徒数 / 「学校給食に関するアンケート調査」回答者数 × 100	92.3% (R4 年度)	100.0%	



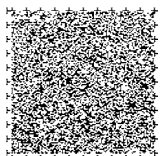
施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
1-4. 地域に根差した生涯にわたる学びを進め郷土の歴史文化を大切にする	65	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	市立図書館・公民館の生涯学習関連講座参加者数、市民大学・高齢者大学・子ども大学の学生数	4,930人	16,000人	※コロナ影響 15,208人 (H30年度)
		人口1人当たりの図書(電子書籍含む)貸出冊数	市立図書館における人口1人当たりの図書貸出冊数 <計算式> (図書館個人利用者図書貸出冊数+電子図書貸出冊数) / 埼玉県推計人口における久喜市人口(翌年度4月1日現在の人口)	4.93冊	5.62冊	

基本目標2. いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせるまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
2-1. 市民の健康を守り充実した地域医療体制を推進する	69	65歳健康寿命	65歳に達した人が健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間	男性 18.19年 女性 20.66年 (R2年度)	男性 18.93年 女性 21.38年	健康寿命は埼玉県が独自に65歳から要介護2以上になるまでの平均年数を算出し、推計期間を設定
		がん検診延べ受診者数	国の指針に定められた胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診それぞれの受診者を合わせた数	31,138人	37,000人	
2-2. スポーツを通じて健康で幸せに暮らせる環境をつくる	73	市内スポーツ施設利用者数	市内のスポーツ施設における利用者数	630,782人	1,000,000人以上	※コロナ影響 961,212人 (H30年度)
		主要なスポーツイベント・大会への参加者数	市主催イベントや指定管理者自主事業への参加者数	11,760人	27,500人	※コロナ影響 26,875人 (H30年度)
2-3. 地域みんなで支え合い社会保障制度で暮らしを支える	75	包括的な相談窓口で受けた複雑化・複合化した相談のうち、支援につながった割合	当該年度において福祉総合相談窓口で受けた複雑化・複合化した相談のうち、支援につながった割合 <計算式> 支援につながった件数 / 当該年度において福祉総合相談窓口で受けた複雑化・複合化した相談件数 × 100	- (R5年度から実施予定のため)	100.0%	

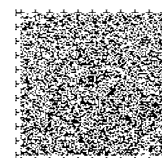


施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
2-3. 地域の人みんなで支え合い社会保障制度で暮らしを支える	75	経済的自立により生活保護が廃止となった世帯数	生活保護廃止となった者のうち、働く能力や他法・他施策の活用により、経済的自立を果たした世帯数	32世帯	37世帯	
2-4. 子どもがのびのびと育つ安心の子育て環境をつくる	77	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数 <計算式> (年間の母の年齢別出生数/年齢別女性人口) 15歳～49歳までの合計	1.24 (R2年)	1.31	
		保育所等待機児童数	4月1日時点の待機児童数	0人	0人	
		ファミリー・サポート・センター会員数	ファミリー・サポート・センターに入会している会員数	883人	1,000人	
2-5. シニアが元気に生き生きと輝ける社会をつくる	81	地域包括支援センターの相談件数	高齢者の介護や生活に関する総合相談件数	36,334件	37,500件	
		65歳以上75歳未満の要支援・要介護認定を受けていない人の割合	65歳から74歳で要支援・要介護認定を受けていない人の割合 <計算式> 65歳から74歳で要支援・要介護認定を受けていない人/65歳から74歳の人×100	95.9%	96.4%	
2-6. 障がいのある人が安心して暮らせる社会をつくる	83	障がい者就労支援事業における新規就労者数	就労支援センターに登録をしている障がい者の方のうち、就職した人数	28人	35人	
		保育所等巡回支援事業の事業満足度	保育所等巡回支援事業の実施後アンケートによる肯定的な意見の回答の割合 <計算式> 肯定的意見/回収したアンケートの総数×100	100.0%	100.0%	



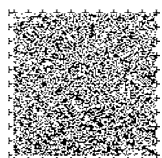
基本目標3. いつまでも安全・安心な暮らしの環境が整っているまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
3-1. 災害への備えと対応を強化し安心して暮らせる環境をつくる	87	自主防災組織の組織数	区又は自治会等を単位として、地域住民等が自主的に防災活動を行う組織の数	163 組織	175 組織	
		消防団員の定員に対する充足率	消防団員の定員に対する充足率 <計算式> 消防団員数/定員数 × 100	80.5%	83.5%	
3-2. 地域の防犯体制を充実し安心して暮らせるまちを目指す	89	人口千人当たりの刑法犯認知件数	市内における人口千人当たりの1年間の刑法犯認知件数 <計算式> 刑法犯認知件数/人口 (10月1日時点の国勢調査人口または推計人口) × 1000	5.4 件	5.4 件	
		人口千人当たりの地域防犯 (見守り) 活動人数	子どもレディース110番の家やランニングパトロール隊等、地域での防犯 (見守り) 活動を行う市民の数 <計算式> 地域防犯 (見守り) 活動を行う市民数/人口 (10月1日時点の国勢調査人口または推計人口) × 1000	11.3 人	12.0 人	
3-3. みんなが交通ルールやマナーを守り交通事故のないまちを目指す	91	交通事故死者数	市内の交通事故死者数 (高速道路上の事故は除く)	3 人	0 人	
		第5期埼玉県通学路整備計画に基づく通学路安全対策の実施率	通学路安全対策の実施率 <計算式> 対策済み箇所の数/126 (対策予定箇所) × 100	0.0%	100.0%	



基本目標 4. 豊かな自然と調和し便利で快適な住み心地よいまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和 3 年度 (2021 年度) 現状値	令和 9 年度 (2027 年度) 目標値	備考
4-1. 良好な景観を守り質の高い都市機能・住環境を整備する	95	次世代技術を取り入れた都市環境の整備面積	南栗橋 8 丁目周辺地区の整備面積	0.0 ha	12.5 ha	
		空き家のサポート窓口における活用・流通実績数	空き家のサポート窓口を利用して空き家が活用・流通した件数	0 件	50 件	
4-2. 安全で快適な道路の整備と公共交通の利便性を高める	97	歩道整備延長	市道の歩道整備延長	159,250 m	165,000 m	
		舗装整備率	市道の舗装整備率 <計算式> 舗装延長 / 市道延長 × 100	75.04%	75.52%	
		市が運行する公共交通利用者数	市内循環バス、デマンド交通 (くきまる)、くきふれあいタクシー (補助タク) の利用者数	154,229 人	190,500 人	※コロナ影響 166,125 人 (R 元年度)
4-3. 憩いとやすらぎの空間を充実する	99	市民 1 人当たりの都市公園面積	市民 1 人当たりの都市公園面積 <計算式> 都市公園面積 (見込値) / 4 月 1 日の住民基本台帳の人口	7.38 m ² (速報値)	8.13 m ²	
		公園の地元管理業務委託締結数	地域団体等との除草や清掃等の管理委託契約締結数	151 公園	155 公園	
4-4. 安全・安心な水道水の供給と衛生的な生活環境をつくる	101	水道管の耐震化率	水道管のうち耐震性のある管路の割合 <計算式> 耐震管延長 / 水道管総延長 × 100	39.8%	43.5%	
		下水道普及率	行政人口に対する下水道に接続可能な人口の割合 <計算式> 処理区域内人口 / 行政人口 × 100	76.6%	78.8%	

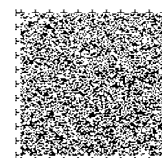


基本目標5. 産業が元気で魅力と活力にあふれ働きがいのあるまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
5-1. 自然の恵みを生かし豊かで持続可能な農業を守り育てる	105	遊休農地面積	遊休農地の面積	83.0 ha	77.0 ha	
		農業法人数	農業を営む法人数	9 法人	12 法人	
5-2. まちの賑わいを支える商工業を振興し経済の活性化を図る	109	ふるさと納税寄附金の寄附者数	ふるさと納税寄附金の延べ寄附者数	1,555 人	2,800 人	
		市内商店街のキャッシュレス化率	市内商店街会員のキャッシュレス決済導入率 <計算式> キャッシュレス決済導入数 / 市内商店街会員数 × 100	35.5%	40.0%	
		新たな流通・工業系用地面積	産業系12号区域新規指定面積と計画開発面積	0.0 ha	80.0 ha	
5-3. 誰もが働きがいを感じられる雇用と働きやすい環境をつくる	111	就労支援セミナー参加者数	埼玉県との共催による就労支援セミナー参加者数	44 人	70 人	
		多様な働き方実践企業認定企業数	埼玉県多様な働き方実践企業の市内認定企業数	60 社	72 社	

基本目標6. 水や緑と共生しやすさが生まれ地球環境にやさしいまちをつくる

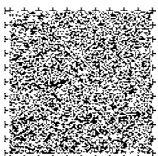
施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
6-1. 生物多様性の保全と快適な自然環境の創造により自然との共生社会をつくる	115	市内における温室効果ガスの排出量	市域から発生する温室効果ガス排出量	774 千 t (R元年度)	555 千 t	
		ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動への市民参加人数	ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動へ参加した市民の人数	0 人 (中止)	25,700 人	※コロナ影響 25,428 人 (R元年度)
6-2. 廃棄物の適正処理と効果的な資源循環を推進する	117	市民1人1日当たりのごみ排出量	市民1人1日当たりのごみ排出量 <計算式> 生活系ごみ量 / 365 / 人口 (10月1日の住民基本台帳人口)	660 g (R4発表値 < R2実績 >)	607 g	
		最終処分量	廃棄物から資源を取り出して、残ったものを最終的に処分する量	585t (R4発表値 < R2実績 >) ※	666t	※八甫清掃センター修繕により、減少した値



施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
6-3. 地球環境問題に対応したゼロカーボンシティを目指す	119	市内における温室効果ガスの排出量【再掲】	市域から発生する温室効果ガス排出量	774千t (R元年度)	555千t	
		再生可能エネルギー導入容量	FIT認定分をもとにした市域の再生可能エネルギー導入容量	49,952kw (R2年度)	92,875kw	

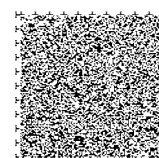
基本目標7. 市民一人ひとりが主役！絆を大切にし協働・共創のまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
7-1. 地域コミュニティと協働のまちづくりを推進し絆を深める	123	附属機関委員のうち10～30歳代の委員の数	附属機関委員のうち10～30歳代の委員の延べ人数 (3月31日現在)	32人	43人	
		新たなまちづくり活動 (地域提案型活動事業) に関する申請数	地域提案型活動事業補助金に応募した団体数	4件	10件	
7-2. 地域間や国外との幅広い交流を促し出合いを大切にする	125	国際交流事業参加者数	姉妹都市であるアメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市との成人及び中学生の親善交流事業に参加した関係者数	3人	52人	※コロナ影響 52人 (R元年度)
		地域間交流事業参加者数	友好都市である青森県野辺地町との交流事業等に参加した関係者数	0人 (中止)	52人	※コロナ影響 52人 (R元年度)
7-3. 多種多様なステークホルダーと連携する	127	高等教育機関や民間事業者等との連携交流事業数	高等教育機関や民間事業者との連携交流により実施した事業数	59件	83件	
		イベントにおける高等教育機関・民間事業者等関係参加者数	高等教育機関や民間事業者等との連携交流により実施したイベントに参加した関係者数	9人	70人	※コロナ影響 33人 (H30年度)
7-4. 広く久喜をPRして賑わいを創出しまちの魅力を高める	129	人口推移における社会動態の増加数	転入・転出に伴う人口の増減数	△25人 (速報値)	140人	
		年間観光入込客数	観光地点等の来場者数	1,362,206人	2,400,000人	※コロナ影響 2,391,118人 (R元年)
		ふるさと納税寄附金の寄附者数【再掲】	ふるさと納税寄附金の延べ寄附者数	1,555人	2,800人	



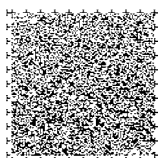
基本目標8. 持続可能でスマートな行政を運営し市民生活を支えるまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
8-1. 時代に順応した行政改革を推進する	133	重要業績評価指標 (KPI) の年度毎の目標値に対する達成率	重要業績評価指標の達成率 <計算式> 達成した KPI の数 / 全体の KPI × 100	-	100.0%	
8-2. DXによる行政のデジタル化を推進し市民の利便性を高める	135	各種証明書のコンビニ交付の割合	各種証明書交付総件数のうち、コンビニ交付サービスで交付した件数の割合 <計算式> コンビニ交付件数 / 各種証明書交付総件数 × 100	10.4%	50.0%	
		電子申請・届出サービスの利用件数	電子申請・届出システムを利用した申請や申込み等のあった件数	3,621 件	7,500 件	
8-3. 持続可能で健全な財政運営と透明性の高い行政運営を確立する	139	実質公債費比率	実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標 <計算式> 地方債の元利償還金等 / 財政規模	5.1%	5.1%以下 ※現状値の比率以下	
		陳情・要望等への対応割合	要望等総件数に対する対応済の割合 <計算式> 対応済の件数 / 陳情・要望等総件数 × 100	68.9%	85.0%	

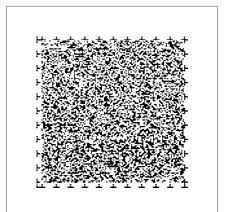


6 市の各種計画一覧

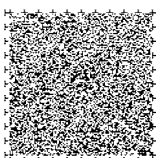
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
1	久喜市定員適正化計画	令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度	効率的な行政運営を推進するため、年度別の目標職員数等を定め、適正な定員管理を推進するための計画	久喜市行政改革大綱	人事課
2	久喜市人材育成基本方針	平成 23（2011）年度策定	久喜市を担う人材の育成を中・長期的視点に立って総合的に進めるための方針	地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針	人事課
3	新市基本計画	平成 21（2009）年度～令和 11（2029）年度	1市3町合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランであり、本計画の実現を図ることにより、新市の円滑な運営を確保し、地域の特性を生かした均衡ある発展を図るための計画	市町村の合併特例等に関する法律第6条	企画政策課
4	第3次久喜市情報化推進計画	令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度	デジタル社会の実現に向け、自治体 DX 推進計画を基に、デジタル技術を活用した市民の利便性向上及び業務の効率化を図っていくための計画	デジタル社会形成基本法第 14 条 官民データ活用推進基本法第 9 条第 3 項	情報推進課
5	第2次久喜市人権施策推進指針	令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度	久喜市の人権教育・啓発に関する施策の方向性を示した指針	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権推進課
6	第3次久喜市男女共同参画行動計画	令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度	市民や事業者との協働のもとに、久喜市の男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に推進するための計画	男女共同参画社会基本法第 14 条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項 久喜市男女共同参画を推進する条例第 9 条	人権推進課
7	久喜市中期財政計画	令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度	久喜市の計画的かつ健全な財政運営を維持していくための計画		財政課



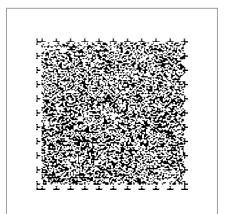
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
8	久喜市公共施設等総合管理計画	平成 28 (2016) 年度～令和 37 (2055) 年度	管理する公共建築物やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を掲載した計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26 (2014) 年 4 月 22 日総財務第 74 号）	アセットマネジメント推進課
9	久喜市公共施設個別施設計画	令和 3 (2021) 年度～令和 37 (2055) 年度	久喜市公共施設等総合管理計画（平成 28 (2016) 年 3 月）を推進し、施設の適正な配置と財政規模に応じた対策費用の平準化を実践するための基本方針や方向性、年次計画を定める計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26 (2014) 年 4 月 22 日総財務第 74 号）	アセットマネジメント推進課
10	市民参加計画	毎年度策定	市民参加に関する委員公募、市民意見提出制度等を取りまとめた計画	久喜市市民参加条例第 17 条	市民生活課
11	第 11 次久喜市交通安全計画	令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度	交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するための計画	交通安全対策基本法第 26 条	交通企画課
12	久喜市地域公共交通計画	平成 25 (2013) 年度策定	久喜市の公共交通の充実、公共交通のあり方や方向性についてまとめた計画		交通企画課
13	久喜市地域防災計画	令和 3 (2021) 年度改訂	市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し「災害に強いまちづくり」の推進に資するための計画	災害対策基本法第 42 条	消防防災課
14	久喜市国土強靱化地域計画	令和 3 (2021) 年度策定	市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」をもった、「強靱な地域」をつくりあげるための計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 4 条	消防防災課
15	国民保護に関する久喜市計画	令和 元 (2019) 年度改訂	我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体及び財産を保護するための計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第 35 条	消防防災課
16	久喜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 29 (2017) 年度～令和 5 (2023) 年度	国民健康保険被保険者の健診・医療情報等のデータ分析により抽出された健康課題に対して、効果的な保健事業を行うための計画	国民健康保険法第 82 条第 11 項	国民健康保険課



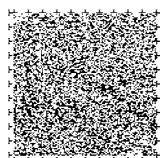
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
17	第3期久喜市特定健康診査等実施計画	平成30（2018）年度～令和5（2023）年度	国民健康保険被保険者の生活習慣病の発症、重症化を抑制し、医療費適正化を図ることを目的とした特定健康診査等の実施方法や目標を定めた計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	国民健康保険課
18	第2次久喜市環境基本計画	令和5（2023）年度～令和14（2032）年度	環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	環境基本法第7条	環境課
19	第3次久喜市環境保全率先実行計画	令和5（2023）年度～令和14（2032）年度	市の事業者・消費者としての活動から生じる環境負荷を低減するための計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3	環境課
20	久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	平成29（2017）年度～令和13（2031）年度	新たなごみ処理施設整備に伴う目標や施策等を設定する計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項	資源循環推進課
21	久喜市 宮代町地域 循環型社会形成推進地域計画	平成29（2017）年度～令和5（2023）年度	久喜市におけるごみ処理および生活排水処理を進めるための計画	廃棄物処理施設整備交付金要綱第8	資源循環推進課
22	久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園基本計画	平成29（2017）年度策定	新たなごみ処理施設の建設と併せ、隣接する土地に市民の憩いの場を一体的に整備するための計画		資源循環推進課
23	久喜市農業振興地域整備計画	平成26（2014）年度策定	農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を定める計画	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項	農業振興課
24	久喜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	令和3（2021）年度変更	農業経営基盤の強化の促進を図るため目標や指標などの必要な事項を定めた計画	農業経営基盤強化促進法第6条	農業振興課
25	第2次久喜市農業農村基本計画	令和5（2023）年度～令和14（2032）年度	農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	久喜市農業基本条例第10条	農業振興課
26	久喜市中小企業・小規模企業振興基本計画	令和元（2019）年度～令和5（2023）年度	久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、総合的かつ計画的な施策を推進するための計画	久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例第5条第1項	久喜ブランド推進課
27	久喜市シティプロモーション推進指針	令和2（2020）年度改訂	市のイメージを向上させ、交流人口・定住人口の増加、企業誘致等を図るための指針		久喜ブランド推進課
28	第3次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度	地域福祉行政の運営や地域住民、各種団体、ボランティア等民間の活動、行動の総合的な指針の役割を担う公私協働計画	社会福祉法第107条 久喜市総合福祉条例第9条	社会福祉課
29	第2次久喜市障がい者計画	平成30（2018）年度～令和5（2023）年度	市の障がい者・児施策全般に関する基本的な方向性や目標等を定めた計画	障害者基本法第11条第3項	障がい者福祉課



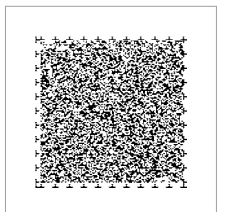
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
30	第6期久喜市障がい福祉計画	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度	各年度における障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策を定めた計画	障害者総合支援法第88条第1項	障がい者福祉課
31	第2期久喜市障がい児福祉計画	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度	各年度における障がい児への福祉サービスの見込量及びその確保のための方策を定めた計画	障害者基本法第11条第3項	障がい者福祉課
32	久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度	高齢者に関する各種の福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めた計画	老人福祉法第20条の8第1項 介護保険法第117条	介護保険課
33	第2次久喜市健康増進・食育推進計画	平成29（2017）年度～令和5（2023）年度	市民の健康づくり及び食育を総合的かつ計画的に推進していくための計画	健康増進法第8条第2項 食育基本法第18条第1項	健康医療課
34	久喜市自殺対策計画	平成31（2019）年度～令和5（2023）年度	自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画	自殺対策基本法第13条第2項	健康医療課
35	久喜市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26（2014）年度策定	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進と市による措置を講じるための計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条	健康医療課
36	第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画	令和2（2020）年度～令和6（2024）年度	地域全体で子育て支援に取り組むための計画	子ども・子育て支援法第61条 次世代育成支援対策推進法第8条 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項	子ども未来課
37	第2期久喜市スポーツ推進計画	令和4（2022）年度～令和8（2026）年度	市のスポーツを推進するための基本的な方向性を定めた計画	スポーツ基本法第10条第1項	スポーツ振興課
38	久喜市橋梁長寿命化修繕計画	令和3（2021）年度見直し	橋梁の適正管理、長寿命化を図るための計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26（2014）年4月22日総財務第74号）	道路建設課
39	久喜市都市計画マスタープラン	平成25（2013）年度～令和14（2032）年度	市の都市計画に関する基本的な方針	都市計画法第18条の2	都市計画課
40	久喜市空家等対策計画	令和3（2021）年度策定	空家等に関する施策の充実を図り、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するための計画	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条	都市整備課



	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨 (概要)	策定の根拠	所管
41	久喜市公園施設長寿命化計画	令和 2 (2020) 年度～令和 12 (2030) 年度	市内の都市公園施設について、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な修繕・改築・更新を行うための計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について (平成 26 (2014) 年 4 月 22 日総財務第 74 号)	公園緑地課
42	久喜市緑の基本計画	平成 27 (2015) 年度～令和 6 年 (2024) 年度	緑の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	都市緑地法第 4 条	公園緑地課
43	久喜市建築物耐震改修促進計画	令和 2 (2020) 年度改訂	旧耐震基準の既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減するための計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条	建築審査課
44	久喜市水道ビジョン (経営戦略)	令和 5 (2023) 年度～令和 14 (2032) 年度	安全・安心な水道水の安定供給と安定した経営を続けていくための取組みを示す計画	水道事業ビジョンの作成について (平成 26 (2014) 年 3 月 19 日健水発 0319 第 4 号) 公営企業の経営に当たっての留意事項について (平成 26 (2014) 年 8 月 29 日総財公第 107 号)	上下水道経営課 水道施設課
45	久喜市下水道事業中期経営計画 (経営戦略)	平成 30 (2018) 年度～令和 9 (2027) 年度	持続的・安定的に下水道の役割を果たしていくための取組みを示す計画	公営企業の経営に当たっての留意事項について (平成 26 (2014) 年 8 月 29 日総財公第 107 号)	上下水道経営課 下水道施設課
46	久喜市一般廃棄物 (生活排水) 処理基本計画	令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度	生活排水、汚泥の処理方法等に係る基本方針を定める計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項	上下水道経営課
47	久喜市下水道ストックマネジメント計画	平成 31 (2019) 年度～令和 5 (2023) 年度	下水道施設全体の維持管理・修繕・改築・点検調査に関する計画	下水道法第 7 条の 3 下水道ストックマネジメント支援制度	下水道施設課
48	久喜市合流式下水道改善基本計画	令和 3 (2021) 年度策定	合流式下水道を分流化するための改善基本計画		下水道施設課
49	農業集落排水最適整備構想	令和 2 (2020) 年度策定	処理地区内の汚水処理や施設の管理について、縦横断的に最適化をするための実施構想	農林水産省インフラ長寿命化計画 (行動計画)	下水道施設課
50	第 3 期久喜市教育振興基本計画	令和 5 (2023) 年度～令和 9 (2027) 年度	人権教育、幼児教育、学校教育、生涯学習等の教育行政を総合的に推進するための基本となる計画	教育基本法第 17 条第 2 項	教育総務課



	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
51	第2次久喜市生涯学習推進計画	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度	市の生涯学習に関する基本的な計画	中央教育審議会答申 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第2条	生涯学習課

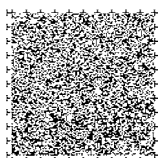


7 総合振興計画（後期基本計画）成果指標進捗状況一覧

※令和3（2021）年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症の影響による年間を通して事業の中止等が発生したことに伴い、通常値と大きく乖離している場合があります。そのため、令和4（2022）年度目標値に対する達成率が通常よりも低くなっている場合があります。

大綱1. 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 コミュニティ活動 の推進	コミュニティ施設の利用者 数	166,070 人	105,312 人	63.1%	167,000 人
	地区コミュニティ協議会の 組織数	12 団体	13 団体	61.9%	21 団体
2 協働のまちづくり の推進	附属機関公募委員の応募率	141.0%	158.1%	105.4%	150.0%
	市民参加推進員登録者数	23 人	47 人	85.5%	55 人
3 人権の尊重	人権に関する相談窓口の設 置数	51 回	42 回	82.4%	51 回
4 男女共同参画社会 の実現	男女共同参画の周知度	53.1%	60.9%	76.1%	80.0%
	市の審議会等における女性 委員の登用率	33.7%	38.8%	97.0%	40.0%
5 交流活動の推進	日本語教室参加者数	102 人	32 人	26.7%	120 人
	外国語（併記）刊行物の発 行種類数	0 種類	1 種類	100.0%	1 種類
6 情報公開の推進	歴史公文書の所蔵件数	17,682 件	30,420 件	126.8%	24,000 件
7 戦略的かつ効果的 な広報・広聴活動 の推進	ホームページアクセス件数	5,500,768 件	13,433,301 件	242.0%	5,550,000 件
	メール配信による情報提供 数	537 件	962 件	174.9%	550 件

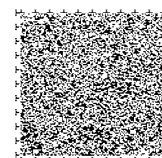


大綱2. 自然とふれあえる、環境に優しいまち

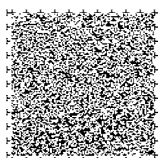
施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 自然環境の保全・創造	環境関係住民団体数	5 団体	4 団体	50.0%	8 団体
	環境学習会開催数	6 回	2 回	25.0%	8 回
	河川の水質基準達成率	84.4%	78.0%	100.0%	78.0%
2 快適な生活環境の創造	ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加人数	24,582 人	0 人 (中止)	0.0%	24,000 人
	公害に関する苦情件数	168 件	82 件	141.4%	140 件以下
3 美しい景観の形成	地区計画を定めている地区数	15 地区	15 地区	100.0%	15 地区
4 廃棄物処理の充実	市民一人1日当たりごみ排出量(資源物を除く)	468g	515g	75.9%	415g 以下
	再生利用率(リサイクル率)	31.5%	29.9%	86.4%	34.6%
5 地球環境問題への対応	市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)	11,012t	11,695t	100.4%	11,746t 以下
	設置された住宅用太陽光発電システムの最大出力	3,799kW	6,185kW	103.9%	5,950 kW

大綱3. 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 健康づくり・食育の推進	健康づくりに関する事業への参加者数	78,399 人	44,315 人	52.1%	85,000 人
	65 歳健康寿命	男性 17.55 年 女性 20.21 年	男性 18.19 年 女性 20.66 年	男性 103.9% 女性 102.0%	男性 17.50 年 女性 20.25 年
	がん検診受診者数	41,981 人	38,142 人	77.4%	49,300 人
	がん検診精密検査受診率	67.2%	62.0%	88.6%	70.0%
	乳幼児健康診査の未受診児に対する状況把握率	97.2%	99.9%	99.9%	100.0%
2 地域医療の充実	「とねっと」参加申込者数	4,945 人	5,665 人	47.2%	12,000 人
	市内医療機関の「とねっと」参加率	28.0%	21.3%	60.9%	35.0%

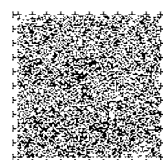


施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
3 子育て支援の充実	特別保育実施保育所等数	26 箇所	39 箇所	130.0%	30 箇所
	保育所等待機児童数	13 人	0 人	100.0%	0 人
	子育て支援センター利用者数	33,995 人	16,290 人	40.7%	40,000 人
4 高齢者福祉の充実	介護予防教室等の参加者数	24,237 人	5,866 人	17.5%	33,500 人
	地域包括支援センター相談者数	23,499 人	36,334 人	121.1%	30,000 人
	いきいきデイサービスの参加者数	347 人	297 人	74.3%	400 人
	老人クラブ会員数	2,945 人	1,659 人	51.8%	3,200 人
	認知症サポーター養成講座新規受講者数	1,682 人	474 人	28.7%	1,650 人
	介護予防ボランティア（はつらつリーダー）登録者数	91 人	96 人	66.2%	145 人
5 障がい者（児）福祉の充実	障がい者就労支援事業登録者における障がい者の就労数	29 人	28 人	93.3%	30 人
	福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成を受けている障がい者の割合	78.7%	78.5%	98.1%	80.0%
	居宅介護等サービスを受けている障がい者の数	293 人	314 人	98.1%	320 人
	日中活動系サービスを受けている障がい者の数	957 人	1,375 人	122.8%	1,120 人
	要介護者見守り支援事業のうち障がい者の登録者数	610 人	545 人	85.2%	640 人
6 地域福祉・地域ボランティアの充実	個人ボランティア登録者数	352 人	178 人	46.8%	380 人
	ボランティア登録団体数	87 団体	80 団体	90.9%	88 団体
	要介護者見守り支援台帳登録者数	3,859 人	2,950 人	56.7%	5,200 人
	社会福祉協議会会員数	31,397 世帯	29,732 世帯	92.9%	32,000 世帯
	ふれあい・いきいきサロン設置数	53 箇所	63 箇所	105.0%	60 箇所
7 社会保障制度の充実	国民健康保険税の滞納額	11.15 億円	4.98 億円	152.2%	10.41 億円以下
	生活保護から自立した世帯数	40 世帯	32 世帯	86.5%	37 世帯



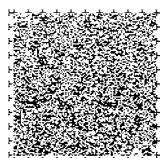
大綱4. 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち

施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 幼児教育の充実	幼稚園と小学校の交流活動	22回	2回	7.1%	28回
2 学校教育の充実	校舎及び屋内運動場等の非構造部材の落下防止対策をした施設数	3施設	22施設	59.5%	37施設
	地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	15.2%	18.3%	107.6%	17.0%
	1日1回は読書をしている児童生徒の割合	小学校 83.1% 中学校 71.7%	小学校 76.8% 中学校 64.5%	小学校 81.0% 中学校 71.7%	小学校 95.0% 中学校 90.0%
	「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合	小学校 91.2% 中学校 92.0%	小学校 88.9% 中学校 85.3%	小学校 96.6% 中学校 92.7%	小学校 92.0% 中学校 92.0%
	新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A B C)の児童生徒の割合	小学校 85.6% 中学校 86.2%	小学校 83.2% 中学校 81.6%	小学校 92.4% 中学校 90.7%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
	毎日朝食を食べている児童生徒の割合	小学校 96.5% 中学校 95.4%	小学校 95.6% 中学校 90.0%	小学校 95.6% 中学校 90.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
3 高等教育機関との連携	高等教育機関と民間事業所の連携事業数	0事業	1事業	100.0%	1事業
	市と高等教育機関の連携事業数	15事業	24事業	120.0%	20事業
4 青少年の健全育成	青少年相談員の人数	8人	6人	50.0%	12人
	青少年健全育成団体事業に参加する児童・生徒数	774人	880人	110.0%	800人
5 人権教育の推進	PTA人権教育研修会の開催数	4回	4回	100.0%	4回
	野久喜集会所事業参加者数	1,284人	659人	41.7%	1,580人
	内下集会所事業参加者数	382人	107人	21.8%	490人
	社会人権教育指導者養成講座の参加者数	312人	0人 (中止)	0.0%	325人



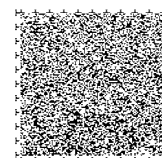
施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
6 生涯学習の推進	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	14,452 人	4,930 人	33.8%	14,600 人
	生涯学習人材バンク登録者数	221 人	207 人	92.0%	225 人
	家庭教育学級の参加数（小・中学校 PTA 等）	30 学級	10 学級	25.0%	40 学級
	生涯学習センター利用者数	—	118 人	0.1%	102,000 人
	公民館利用者数	387,090 人	203,896 人	53.5%	381,000 人
	人口一人当たりの図書の貸出冊数	4.94 冊	4.88 冊	89.9%	5.43 冊
7 歴史・文化の継承と活用	久喜市美術展出品者数	379 人	317 人	70.4%	450 人
	久喜市美術展入場者数	2,135 人	1,369 人	48.9%	2,800 人
	市民芸術祭入場者数	911 人	1,275 回 ※	159.4%	800 人
	吹奏楽フェスティバル入場者数	1,968 人	8,347 回 ※	397.5%	2,100 人
	街かどコンサートの実施回数	7 回	3 回	37.5%	8 回
	郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数	377 回	78 回	20.5%	380 回
	郷土資料館の入館者数	7,766 人	5,756 人	72.9%	7,900 人
8 スポーツ・レクリエーション活動の充実	社会体育施設利用者数	277,422 人	202,183 人	72.0%	281,000 人
	学校体育施設利用者数	215,514 人	125,034 人	57.9%	216,000 人
	スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	19,712 人	11,760 人	59.4%	19,800 人

※オンライン開催（令和4（2022）年5月末時点）での視聴回数



大綱5. 安全で調和のとれた住みよい快適なまち

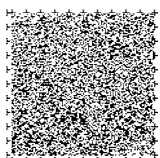
施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 都市機能の整備	市街化区域の面整備率	61.2%	61.5%	100.0%	61.5%
2 道路・公共交通の 整備・充実	舗装整備率	72.9%	75.0%	100.0%	75.0%
	歩道整備延長	155,745 m	159,250 m	100.8%	158,000 m
	市内循環バス乗車人数	157,992 人	117,161 人	69.3%	169,000 人
	デマンド交通乗車人数	20,338 人	17,912 人	83.3%	21,500 人
3 公園の緑化と水辺 環境の保全	都市公園の整備（供用）面積	637,755 ㎡	646,134 ㎡	94.2%	686,000 ㎡
	総合体育館及び有料公園施設等の利用者数	646,373 人	428,599 人	66.2%	647,000 人
	公園維持管理業務等の委託契約を締結した住民団体数	145 団体	151 団体	104.1%	145 団体
4 上下水道の整備	有収率	92.0%	92.0%	98.3%	93.6%
	配水管における石綿管の残存距離	1.1 km	0.0 km	100.0%	0.0 km
	下水道普及率	69.0%	69.9%	98.9%	70.7%
	水洗化率	94.5%	93.5%	98.5%	94.9%
	浄化槽法定検査の実施率	9.7%	38.5%	246.8%	15.6%
5 治水対策の充実	浸水による通行止箇所の減少	25 箇所	22 箇所	108.3%	24 箇所以下
6 防災・消防体制の 充実	自主防災組織の組織率	73.9%	79.6%	99.5%	80.0%
	災害時応援協定締結数	37 件	58 件	116.0%	50 件
7 防犯体制の強化	防犯灯の設置基数	9,846 基	10,385 基	100.8%	10,300 基
	刑法犯認知件数	1,486 件	812 件	145.4%	1,486 件以下
	こどもレディース 110 番の家相談員数 (1 戸あたり 1 人)	1,035 人	936 人	90.4%	1,035 人



施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
8 交通安全対策の充実	交通事故発生件数	676 件	368 件	143.9%	656 件以下
	道路照明灯の設置基数	2,539 基	2,633 基	102.9%	2,560 基
	道路反射鏡設置基数	4,086 基	4,367 基	102.0%	4,280 基
	交通災害共済加入件数	15,089 件	11,353 件	102.4%	11,090 件

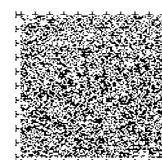
大綱 6. 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 農業の振興	農業生産法人数	5 法人	9 法人	100.0%	9 法人
	認定農業者数	172 人	156 人	88.6%	176 人
2 工業の振興	製造品出荷額等	3,991 億円	5,116 億円	115.1%	4,443 億円
	市内事業所の数（製造業）	247 社	219 社	87.6%	250 社
3 商業の振興	商工会加盟会員数	2,624 数	2,571 数	96.3%	2,670 数
	空き店舗を活用した創業補助件数	5 件	3 件	60.0%	5 件
	小売商業の商品販売額	1,548 億円	1,688 億円	107.4%	1,572 億円
4 観光の振興	観光イベント来場者数	926,000 人	282,000 人	28.2%	1,000,000 人
	観光ホームページアクセス件数	41,025 件	44,312 件	80.6%	55,000 件
5 勤労者福祉と就業支援の充実	就業者数	74,872 人	70,517 人	98.9%	71,280 人
	久喜市ふるさとハローワークでの雇用相談における市内就職率	70.4%	76.5%	112.5%	68.0%
	久喜市ふるさとハローワークの雇用相談利用者数	8,274 人	7,816 人	82.3%	9,500 人
6 消費生活の充実	消費者相談件数	428 件	470 件	100.0%	470 件以下
	消費生活講座受講者数	59 人	50 人	83.3%	60 人



大綱7. 行財政を見直し、改革を進めるまち

施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 行政改革の推進	市職員数	920 人	908 人	100.0%	908 人以下
	行政改革実施計画の達成率	90.5%	74.0%	74.0%	100.0%
	施策評価の成果指標の達成率	64.5%	36.4%	36.4%	100.0%
2 健全な財政運営の確立	経常収支比率	92.6%	83.6%	—	前年度県内市平均値と90.2%を比較し、低い方の比率
	実質公債費比率	7.8%	5.1%	—	前年度数値と4.7%を比較して低い方の比率
	市税の滞納額	7.22 億円	3.83 億円	139.2%	6.3 億円以下
	年度末財政調整基金残高	58 億円 (19.1%)	12.7%	127.0%	標準財政規模の10%以上
3 地方分権・広域行政の推進	県からの権限移譲事務数	92 事務	101 事務	100.0%	101 事務



8 SDGs 17ゴール・169ターゲットと第2次総合振興計画での久喜市の施策・取組み対応一覧

SDGs 17 ゴール・169 ターゲット



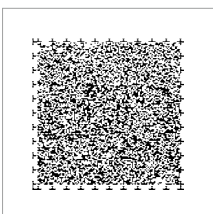
第2次総合振興計画での久喜市の施策・取組み 対応一覧

※SDGs ターゲットは国際的なものであり、表現に一部分かりにくいものがあります。そのようなことから、本対応一覧では、各ターゲットが持つ本来の意味を尊重しつつ、自治体レベルの内容で、わかりやすく表現したものを並記します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



久喜市
KUKI



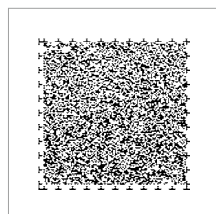
久喜市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのもののは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	2030年までに、「生活保護の水準（最低生活費）未満」で生活する市民をゼロにする。	2-3 (2)			
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	2030年までに、日本における貧困の定義である「相対的貧困（等価可処分所得の中央値の半分未満）」状態にある市民の割合を半減させる。	2-3 (2)	5-3 (1) (3)		
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	2030年までに、生活保護制度の適切な運用のほか、女性や子ども等の貧困に対する支援制度・保護対策を実施する。	1-2 (1) (2)	2-3 (2)	2-4 (2)	
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	2030年までに、貧困層及び社会的弱者をはじめ全ての市民が、平等な権利を持ち、安心して暮らせる社会を構築する。	2-3 (1)	4-1 (3)	4-4 (1)	8-2 (1)
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	2030年までに、貧困層及び社会的弱者をはじめ全ての市民が、災害の被害から素早く立ち直れる環境を構築する。	3-1 (1) (2)			
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	-			
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	貧困層や男女平等に配慮した、適切な施策・取組みを推進する。	1-2 (1) (2)	1-3 (2) (3)	2-3 (2)	2-4 (2)



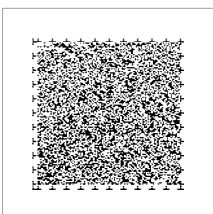


ゴール2

飢餓を終わらせ、食料の安定供給及び栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	2030年までに、飢餓を無くす。貧困層及び子どもを含む社会的弱者に対し、学校給食等の栄養のある食事を提供する。	1-3 (7)	2-3 (2)	2-4 (2)		
2.2	5歳未満の子供の発育障害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	2030年までに、妊産婦や高齢者等への栄養管理に取り組み、全ての市民の栄養不良を解消する。	2-3 (2)	2-4 (1)(2)	2-5 (1)		
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	2030年までに、農産物の高付加価値化や販売市場を提供し、市内農業者の農業生産性及び所得を増やす。	5-1 (3)(4) (5)				
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	2030年までに、農業生産基盤を強化し、生産性の向上と生産量を増加する。持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する。	5-1 (1)(4)				
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	遺伝的多様性を維持するため、品種改良や災害に強い作物を開発し、生産性を向上させる。	5-1 (1)(3)				
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み)	—				
2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。	(※国レベルの取組み)	—				
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	安定した農業収益を確保するため、地産地消の促進や、市内外における販売市場を提供する。	5-1 (3)(5)				

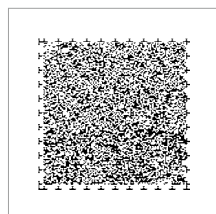




ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。	2030年までに、本市における妊産婦の死亡をゼロにする。	2-4 (1)			
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡をゼロにする。	2-4 (1)(2)			
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	2030年までに、伝染病を完全に無くすほか、感染症に適切に対処する。	2-1 (1)			
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	2030年までに、がんや糖尿病をはじめとした非感染性疾患による若者の死亡率を、3分の1減らす。	1-3 (7)	2-1 (1)(2)	2-2 (1)(2)	
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	薬物乱用やアルコールの有害摂取などの防止に関する啓発、適切な治療・助言に取り組む。	2-1 (1)	2-4 (3)		
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	本市における道路交通事故による死亡者を減らし、2030年までに、死亡者をゼロにする。	1-3 (5)	2-1 (2)	3-3 (1)(2)	4-2 (1)(2)
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。	2030年までに、妊娠・出産・子育てに関する保健サービスを全てが市民が利用できるようにする。	2-4 (1)			
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	全ての市民が国民健康保険や介護保険等の保険制度を利用し、適切な保険医療サービスが受けられるようにする。	2-1 (1)(2) (3)	2-5 (4)		
3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	2030年までに、大気や水質等の汚染対策を実施し、汚染が原因で起こる死亡や病気の発生件数を大幅に減らす。	6-1 (2)			
3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	喫煙による健康被害の意識啓発や、路上喫煙の防止等の対策を強化する。	2-1 (1)	6-1 (2)		
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	市民の健康意識醸成や感染予防、健康管理等の体制・対策を強化する。	2-1 (1)			



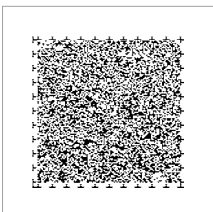


ゴール4

すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	2030年までに、全ての子どもが、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、質の高い小学校教育及び中学校教育を受けることができるようにする。	1-3 (2)(3) (4)(5) (6)(7)				
4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	2030年までに、全ての子どもが、質の高い保育及び幼児教育を利用できる機会を提供し、小学校教育を受ける準備が整うようにする。	1-3 (1)	2-4 (1)(2)			
4.3	2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	2030年までに、全ての市民が、質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育を平等に利用できる機会を得られるようにする。	1-2 (1)	2-3 (2)	5-3 (1)		
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、仕事及び起業に必要な技能を備えた、若者を含む市民の割合を大幅に増加させる。	1-3 (2)	2-3 (2)	5-1 (2)	5-2 (2)	5-3 (1)
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障がい者等の社会的弱者が教育及び職業訓練を平等に受けることができるようにする。	1-2 (1)	1-3 (3)	1-4 (1)	2-6 (1)	5-3 (1)
4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	2030年までに、全ての市民が、社会生活に必要な読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	1-3 (2)				
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	2030年までに、持続可能な開発のための教育のほか、持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和、文化多様性等の理解を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識と技能を習得できるようにする。	1-1 (1)(3) (4)(5)	1-2 (1)	1-3 (1)(2) (3)	1-4 (1)(2) (3)	6-2 (1)
			6-3 (1)	7-2 (1)(2)	7-3 (1)(2)		
4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設（学校、公民館、スポーツ施設等）を整備・充実する。	1-1 (3)	1-3 (6)	1-4 (1)(3)	2-2 (1)	2-6 (2)
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。	大学等の高等教育の奨学金の市民の利用件数を、2015年比で大幅に増加させる。	1-3 (2)	2-3 (2)			
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	2030年までに、教員研修等を通じて、市立学校における質の高い教員の数を大幅に増加させる。	1-3 (4)				

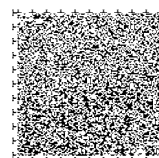




ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児が主体的に決定・行動することにより、様々な意思決定過程に関わる力をつける（エンパワーメント）

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	全ての女性・女児に対するあらゆる場所・形態の差別を無くす。	1-1 (1) (2) (4)	1-2 (2)	1-3 (3)	2-4 (2)
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	公共・私的に関わらず全ての場所で、全ての女性・女児に対するあらゆる形態の暴力を排除する。	1-2 (2)	2-4 (2)		
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	強制的な結婚や、女性の役割に関する旧来からの誤った認識など、あらゆる有害な慣行を無くす。	1-1 (1) (2)	1-2 (1) (2)		
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	家庭内での責任分担を通じて、無報酬で行われている育児・介護や家事労働を認識・評価する。	1-2 (1) (2)	2-4 (1) (2)		
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	政治、経済、公共分野でのあらゆる意思決定において、女性が完全かつ効果的に参画できる機会や平等なリーダーシップの機会を確保する。	1-2 (1) (2)			
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	性と生殖に関する健康及び権利を、全ての市民が享受できるようにする。	1-2 (1)	2-4 (1)		
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	女性に対して、経済的資源、土地等の財産などへ参入できる機会を提供するための改革に着手する。	1-2 (1) (2)			
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	女性が個性と能力を発揮できるよう、情報通信技術（ICT）の活用を推進する。	1-2 (1) (2)			
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	ジェンダー平等を促進し、女性及び女子に関する適正な施策・取組みを実施する。	1-2 (1) (2)			

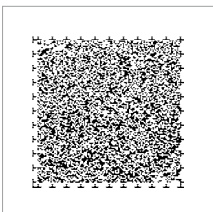




ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	2030年までに、全ての市民が、安全で安価な水道（飲料水）を利用できるようにする。	4-4 (1)				
6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	2030年までに、全ての市民が適切かつ平等に、下水施設・衛生施設（トイレ）を利用できる環境を創設する。	4-4 (2) (3)				
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	2030年までに、未処理排水の割合を半減させ、水質汚染を減少し、水質を改善する。	4-4 (2) (3)				
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	2030年までに、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し、水不足に対処するとともに、水不足に悩む市民を無くす。	4-4 (1)				
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含み、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	2030年までに、水資源を公平な方法で計画的に管理する。	4-4 (1)				
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	2021年以降も引き続き、河川や湖沼等を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	4-3 (3)	4-4 (2) (3)	6-1 (1) (2)		
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み)	—				
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	飲料水・手洗い・トイレ等の管理、水質汚染の防止において、地域コミュニティによる参加を支援する。	4-4 (3)	6-1 (2)			

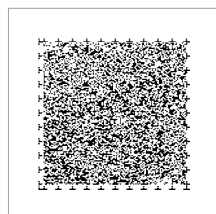


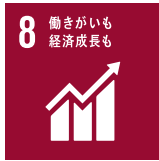


ゴール7 すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへの アクセスを確保する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	2030年までに、安価で信頼できる現代的エネルギーサービスを市民誰もが利用できる機会を確保する。	6-3 (1) (2) (3) (4)			
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	2030年までに、市内における再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	6-2 (2)	6-3 (2) (3) (4)		
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	2030年までに、市全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	6-3 (2) (3) (4)			
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	2030年までに、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進する。	6-3 (2) (3) (4)			
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			



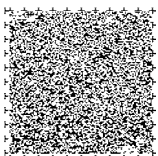


ゴール 8

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	市内での農業及び商工業の活性化と雇用の確保により、市民一人当たりの経済成長を持続させる。	5-1 (1) (2) (3) (4) (5)	5-2 (1) (2) (3)	5-3 (1) (3)		
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	高い価値を付加した農業及び商工業に重点を置き、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	5-1 (3) (4)	5-2 (1) (2) (3)			
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の施策を促進するとともに、市内事業者の経営安定化や成長を促す。	5-1 (2) (3) (4) (5)	5-2 (1) (2)			
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	2030年までに、地産地消に取り組み、市内の消費と生産における資源効率を段階的に改善させる。	5-1 (3)	5-2 (1)			
8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	2030年までに、全ての市民の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事と、同一労働同一賃金を達成する。	2-6 (1)	5-1 (2)	5-2 (2)	5-3 (1) (2) (3)	
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を、2015年比で大幅に減らす。	2-3 (2)	5-3 (1)			
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	強制労働を完全に無くするとともに、児童労働を撲滅する。	5-3 (2)				
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	5-3 (2) (3)				
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	2030年までに、雇用の創出や地元の文化・産品の販促につながる持続可能な観光業を促進するための施策を立案し、実施する。	2-2 (3)	5-1 (3) (5)	5-2 (1)	7-4 (1) (2) (3)	
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	全ての市民が銀行取引、保険及び金融サービスを利用できる機会を促進・拡大する。	5-2 (1)				
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。	（※開発途上国に対する国レベルの取組み。）	—				
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	2021年以降も引き続き、若年雇用のための施策・取組みを実施する。	5-3 (1) (3)				

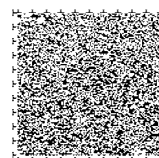




ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	経済発展と市民の福祉を支援するため、質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ（道路、産業基盤等）を整備する。	3-1 (3)	4-2 (1) (2)	5-1 (1)	5-2 (3)
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに、市内における雇用や産業の割合を大幅に増加させる。	5-1 (2)	5-2 (2) (3)	5-3 (1) (3)	
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	市内事業者が、安価な資金貸付等の金融サービスを利用できるようにする。	5-2 (2)			
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	2030年までに、市内の産業においてクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入の拡大に繋がる取組を実施する。	5-1 (3) (4)	5-2 (2) (3)		
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	2030年までにイノベーションを促進させ、官民研究開発等、市内産業における技術能力の向上に繋がる取組を実施する。	5-2 (2)			
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			



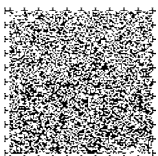
10 人や国の不平等をなくそう



ゴール 10 国内及び各国間の不平等を是正する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	生活困窮者の自立を支援し、2030年までに、所得下位40%の市民の所得成長率を、国内平均を上回る数値まで段階的に引き上げ、持続させる。	2-3 (2)				
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	2030年までに、年齢、性別、障がい、出自、経済的地位等に関わりなく、全ての市民の能力を向上し、社会的、経済的及び政治的な包含・受け入れを促進する。	1-1 (1) (4) (5)	1-2 (1) (2) (3)	1-3 (3)	2-5 (3)	2-6 (3) (4)
			5-3 (2)	7-2 (1) (2) (3)	7-3 (1) (2)	8-1 (1) (2)	
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	差別的な施策や慣行等を撤廃し、機会均等を確保することで、成果の不平等を是正する。	1-1 (1) (3) (4)	1-2 (1) (3)	5-3 (1)	8-1 (1)	8-2 (1)
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	適正な税制、賃金、社会保障政策により、低所得者への軽減や所得状況に応じた負担（応能負担）等の取組みを推進することで、格差の無い社会を段階的に達成する。	2-1 (3)	2-3 (2) (3)	2-5 (4)	8-3 (1)	
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。	(※国レベルの取組み。)	—				
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。	(※国レベルの取組み。)	—				
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	外国籍市民への対応や国際交流を推進し、多文化共生の社会を推進する。	1-2 (3)	7-2 (2) (3)			
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—				
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—				
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。	(※国レベルの取組み。)	—				

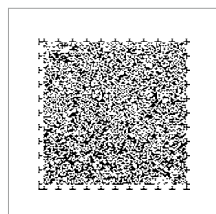




ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	2030年までに、市民向けの安全で安価な住宅を確保し、地域における暮らしやすい環境を整える。	4-1 (3)				
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	2030年までに、道路の整備や公共交通機関の拡大等を通じて、全ての市民の交通の安全性の確保や、安価で利用しやすい公共交通を提供する。	2-6 (2)	3-3 (2)	4-1 (2)	4-2 (1) (3)	
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	2030年までに、全ての市民にとって最適で持続可能な都市機能・住環境の整備を推進する。	4-1 (1) (2) (3)	4-2 (1) (2)	4-3 (1) (2) (3)	8-2 (2)	
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	市内の文化財や地域資源、豊かな自然を保護・保全する。	1-4 (3)	4-3 (1) (3)	7-4 (2) (3)		
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	2030年までに、社会的弱者に焦点をあてて、水関連災害等の災害による死者や被災者数を大幅に削減し、直接的経済損失を大幅に減らす。	3-1 (1) (2) (3)				
11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	2030年までに、大気質や一般廃棄物に関する対策を実施し、市民一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	6-1 (2)	6-2 (1) (2)	6-3 (2) (3) (4)		
11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	2030年までに、子どもや高齢者、障がい者を含めた全ての市民が、公園や緑地、公共施設、公共広場等をいつでも利用できるようにする。	2-2 (1)	2-6 (2)	4-1 (2)	4-2 (2) (3)	4-3 (1) (2) (3)
			7-4 (3)				
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	良好な景観保全や観光交流、地域間交流を通じて、都市間交流や都市・農村間交流といった良好なつながりを支援する。	4-1 (1) (2) (3)	5-1 (2) (5)	7-2 (1) (3)	7-4 (1) (2)	
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	2021年以降も引き続き、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的な施策・取組みを実施し、災害リスク管理を実践する。	3-1 (1) (2) (3)				
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	-				

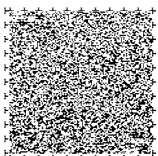


12 つくる責任
つかう責任

ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。	市内での地産地消等をはじめとした、持続可能な消費と生産に関する対策に取り組む。	1-3 (7)	3-2 (2)	5-1 (3) (5)	5-2 (1)	
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	市内において効率的なエネルギー消費を推進し、2030年までに、天然資源の効率的な利用を達成する。	6-2 (1) (2)	6-3 (1) (2) (3) (4)			
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	2030年までに、市民一人当たりの食料の廃棄を半減させ、地産地消やフードドライブ等の推進により食品ロスを減らす。	1-3 (7)	3-2 (2)	5-1 (3) (5)	6-2 (1)	
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	製品ライフサイクルを通じ、廃棄物を適正に処理し、化学物質の大気や水、土壌等への放出を、2015年比で大幅に減らす。	6-1 (2)	6-2 (1) (2)	6-3 (1) (2) (3) (4)		
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	2030年までに、廃棄物の減量化、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に減らす。	3-2 (2)	6-1 (2)	6-2 (1)		
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	商工業振興に関する助言の一環として、市内事業者に対し、持続可能な取り組みの導入と、持続可能性に関する情報の報告を促す。	5-2 (2)				
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	環境への配慮等の方針に従って、市が物やサービスを民間事業者から購入するなど、持続可能な公共調達の慣行を促進する。	7-3 (3)	8-1 (1)	8-3 (1)		
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	生涯にわたる学びや生活上の意識啓発等を通じて、2030年までに、全ての市民が持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	1-4 (1)	3-2 (2)	6-1 (1) (2) (3)	6-2 (1)	6-3 (1)
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—				
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	雇用の創出や地元の文化振興・産品の販促に繋がる持続可能な観光業がもたらす効果等を測定する。	7-4 (1) (2)				
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	環境への影響が大きい化石燃料を使用したエネルギー消費から、再生可能エネルギー・省エネルギー消費へ転換する。	6-3 (1) (2) (3)				

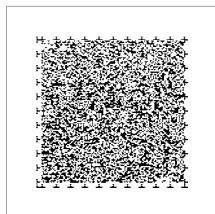




ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	気候関連災害や自然災害に際し、社会や組織の機能を速やかに回復するための防災意識や体制・基盤を強化する。	3-1 (1) (2) (3)			
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	気候変動対策を、市の施策や取組み、計画に盛り込む。	6-1 (2)	6-3 (1) (2) (3) (4)		
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	気候変動に対して、適応や早期警戒等に関する防災・環境教育や意識啓発、人員確保、体制整備を充実する。	3-1 (1) (2) (3)	6-3 (1) (2) (3) (4)		
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			

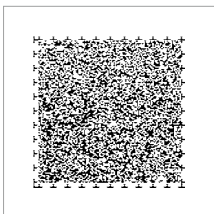




ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	水辺環境の保全や衛生的な生活環境の整備により、2025年までに、陸上活動を起因とした海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	4-3 (3)	4-4 (2)(3)	6-1 (2)		
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	2021年以降も引き続き、陸地における水辺の環境保全と生態系を保護することで、海洋及び沿岸の生態系の回復に繋げる。	4-3 (3)	4-4 (2)(3)	6-1 (2)		
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	陸地における河川や湖沼の水質汚染を防止することにより、海洋酸性化の影響を最小限化することに繋げる。	4-4 (2)(3)	6-1 (2)			
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	水産資源を最大限に回復させるため、2021年以降も引き続き、漁獲を効果的に規制し、過剰及び違法となる漁業等を禁止する。	-	（※自治体レベルではあるものの、本市と関係性が比較的薄い取組み。）			
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。	2021年以降も引き続き、陸地における河川や湖沼の水質汚染を防止することにより、沿岸域及び海域の10パーセントを保全することに繋げる。	4-4 (2)(3)	6-1 (2)			
14.6	開発途上国及び後開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	2021年以降も引き続き、過剰漁獲や違法漁業につながる補助金を廃止する。	-	（※自治体レベルではあるものの、本市と関係性が比較的薄い取組み。）			
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	（※開発途上国に対する国レベルの取組み。）	-				
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。	（※開発途上国に対する国レベルの取組み。）	-				
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。	小規模・沿岸零細漁業者が操業し、流通できる環境を整備する。	-	（※自治体レベルではあるものの、本市と関係性が比較的薄い取組み。）			
14.c	「我々の求める未来」のpara 158において提起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。	陸地における水辺の環境保全や河川や湖沼の水質汚染を防止することにより、海洋及び海洋資源の保全、持続可能な利用の強化に繋げる。	4-4 (2)(3)	6-1 (2)			



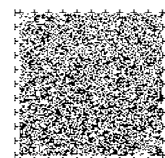


ゴール 15

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	2021年以降も引き続き、陸域生態系と内陸淡水生態系を保護・保全する。	4-3 (1) (3)	6-1 (1)	7-4 (3)		
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	豊かな自然の保全や公園緑地の確保により、新規植林及び再植林を、2015年比で大幅に増加させ、森林減少を阻止する。	4-3 (1) (3)				
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	2030年までに、植林等の緑地の確保により、砂漠化を防ぎ、土地劣化に荷担しない地域の達成に尽力する。	4-3 (1) (3)	7-4 (3)			
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	2030年までに、山地を含む陸地における生物多様性・生態系を保全する。	4-3 (1)	6-1 (1)			
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	2021年以降も引き続き、陸域生態系における生物多様性の損失を阻止し、絶滅危惧種を保護する。	4-3 (1) (3)	6-1 (1)			
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	生態系を保全することにより、遺伝の機能を持つ動植物や微生物等の遺伝資源の適切な管理・参入を推進する。	6-1 (1)				
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	生態系を保全し、保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅に繋げる。	6-1 (1)				
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	2021年以降も引き続き、外来種の侵入を防止するとともに、陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を実施する。	6-1 (1)				
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	生態系と生物多様性の価値を、市の計画策定に組み込み、その計画に基づく施策・取組みを実施する。	6-1 (1)				
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	あらゆる関係者との連携を通じて資金を投入し、生物多様性と生態系を保全する。	6-1 (1)				
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	保全や再植林等の緑化を通じて、持続可能な森林経営の推進に繋げる。	4-3 (1) (3)	7-4 (3)			
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。	(※国レベルの取組み。)	—				



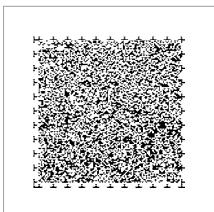


ゴール 16

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	市内において、全ての形態の暴力を無くし、暴力に関連する死亡事案をゼロにする。	1-1 (2)	1-2 (2)	2-5 (1)	2-6 (3)	3-2 (1)
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	子どもに対する虐待、暴力等を無くす。	1-3 (3)	2-4 (2)			
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。	全ての市民に、トラブルの解決等に際し、司法手続きを平等に利用できる機会を相談体制の充実等で提供する。市行政の取組みについて情報公開等を通じて明らかにする。	3-2 (2)	8-3 (3)			
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	2030年までに、地域の防犯意識・体制を高め、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	3-2 (1)				
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	市民の期待に応える人材を育成し、全ての汚職や贈賄を無くす。	8-1 (2)				
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	4-4 (1)(2) (3)	7-1 (3)	7-4 (1)	8-1 (1)(2) (3)	8-3 (1)(2) (3)
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	7-1 (1)(2) (3)	7-4 (1)	8-1 (1)(2)	8-3 (1)(2) (3)	
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。	(※国レベルの取組み。)	-				
16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	2030年までに、全ての市民に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	8-2 (1)				
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	全ての市民が、様々な情報を利用し活用できる機会や権利を確保し、基本的自由を保障する。	1-2 (3)	7-1 (3)	7-4 (1)	8-2 (1)	8-3 (3)
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	-				
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	非差別的な条例・規則等や施策・取組みを推進し、実施する。	1-1 (1)(2) (3)(4) (5)	1-2 (1)(2) (3)	1-3 (3)		



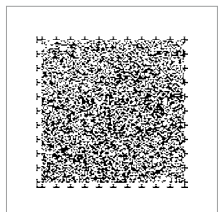


ゴール 17

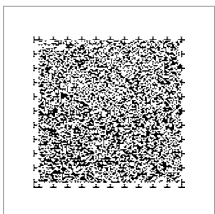
持続可能な開発のための実施手段を強化し、 協働の枠組み（グローバル・パートナーシップ）を活性化する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。	実態に即した適正な課税により、施策の推進に必要な財源である市税を安定的に確保する。	8-3 (1)			
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20% にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。	(※国レベルの取組み。)	—			
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協動的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
17.6	科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	(※国レベルの取組み。)	—			
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現技術の利用を強化する。	情報通信技術 (ICT) の利用を強化し、まちづくりに有効に活用することで、地域におけるデジタル化を促進する。	8-2 (1) (2) (3)			
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			

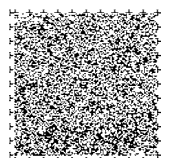


SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み					
17.10	ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	(※国レベルの取組み。)	-					
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。	(※国レベルの取組み。)	-					
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関 (WTO) の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	-					
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	(※国レベルの取組み。)	-					
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	持続可能な開発のための施策・取組みの一貫性を強化する。	7-3 (3)	8-1 (1) (2) (3)	8-3 (1) (2)			
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	様々な施策・取組みの確立・実施にあたって、市としてのリーダーシップを尊重する。	8-1 (1) (2)	8-3 (1)				
17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	持続可能な開発目標の達成を支援するため、様々な知識や専門的知見を持つステークホルダーと連携し、施策の推進のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	7-2 (1) (2) (3)	7-3 (1) (2) (3)				
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	様々な関係者と連携して施策に取り組むため、市民、事業者、関係団体等の効果的なパートナーシップを推進する。	全施策該当 (「協働・共創のまちづくり指針」が相当)					
17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特異性の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	2021 年以降も引き続き、情報通信技術 (ICT) を活用し、タイムリーかつ信頼性のある非集計型の様々なデータをオープンデータとして、全ての市民が入手できるようにする。	8-2 (1) (3)	8-3 (3)				
17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	持続可能な開発に繋げるため、2030 年までに、データの信頼性の向上と、そのデータを有効に活用できる統計を確立させる。	8-2 (1) (3)					

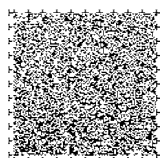


9 用語の解説

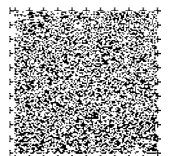
行	用語	解説	掲載ページ
あ	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。	28、82
	インキュベーション施設	創業初期段階の起業者を支援するため、通常よりも安価な賃料の事務所の提供や、事業の立ち上げに関するアドバイスを提供する施設のこと。	30
	インクルーシブ教育	障がいのある子どもも、障がいのない子どもも、共に同じ場所で教育を受けることで、「共生社会」の実現を目指すもの。	61
	エシカル消費	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。	15、88、117
	オープンデータ	国や地方自治体等が保有する情報を、利活用できるように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールのもとで公開されたデータのこと。	135
か	活動指標	事業として活動した直接的な結果を表す指標のこと。アウトプット指標とも呼ばれる。	4、10
	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。	15、108、118
	環境保全型農業	農薬や化学肥料の使用量減少、有機栽培の実施等による、環境に配慮した持続可能な農業のこと。	104
	関係人口	地域に居住・移住する「定住人口」や、観光に来た「交流人口」ではなく、地域と多様に関わる人々のこと。	12、127、128
	基幹システム	住民記録システム等の全ての自治体で共通して使用している基本的な情報システムのこと。国が推進する基幹システムの標準化・共通化により、手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化が期待される。	134
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促す教育のこと。	61



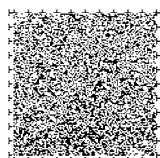
行	用語	解説	掲載ページ
か	キャリアステージ	職務における若手、中堅、ベテラン、管理職等のキャリア段階に応じた区分のこと。	61
	協働・共創のまちづくり	まちづくりにあたり、行政だけでなく、市民や民間事業者、各種団体等が、協働し合い、共に自分たちが暮らすまちの未来を創っていくこと。	2、47、52、122、126
	久喜市版未来の教室	汎用的な能力を持つ人材を育てることを目的に、ICTを活用した「個別最適な学び」と、様々な分野を横断的に学び、応用することで、想像力や創造的方法で問題解決を図る「STEAM化された学び」を軸とする市独自の取り組み。	60
	久喜の子ども、5つの誓い	「一読、十笑、百吸、千字、万歩」の実践を通じて総合的な人間力の育成を目指すため、市独自に5つの誓いとして制定した教育目標のこと。	61
	健康寿命	日常的に介護等を必要とすることなく、自立した生活を送ることができる年数のこと。	13、27、68
	公共施設アセットマネジメント	老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用等を行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組みのこと。	31、32、41、48、132
	合計特殊出生率	一人の女性が生涯に産む子どもの平均的な数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計して算出する。	37、77
	交通弱者	公共交通機関が使えない人、自家用車を運転できない人、移動に困難を感じている人等の総称。	46、96
	交流人口	観光、レジャー等でその地域を訪れる人々のこと。	12、31、73、105、128
	合流式下水道	汚水と雨水を同じ下水道管で排水する下水道のこと。	100
	国土強靱化	大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害を最小限にとどめ、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築すること。	13、86



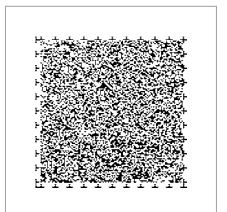
行	用語	解説	掲載ページ
か	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点のこと。保健師等の母子保健に関する専門職員が、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じたり、地域の保健医療・福祉関係機関と連絡調整等を行う。	27、77
	子ども家庭総合支援拠点	子ども及びその家庭並びに妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うための拠点。	77
	こどもレディース 110番の家	地域全体で子ども・女性の安全を確保するため、緊急に避難できる家のこと。身の危険を感じ避難してきた人の保護を目的としている。	89
	個別に最適化された学び	一人ひとりの理解状況や能力・適性に合わせて、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成すること。	13、44
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会が設置された学校のこと。本市では、平成29(2017)年4月に市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに移行している。	61
さ	再生可能エネルギー	有限な資源の石油・石炭等の化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等を利用した自然エネルギーを指す。	15、47、62、118
	財政調整基金	市の貯金のようなもので、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金のこと。	139
	シェアリングエコノミー	場所・モノ・技能等を個人間で貸借や共有する、新しい経済の仕組み。	15
	ジェンダー	生まれつきの性別ではなく、社会通念や慣習の中でつくりあげられた「男性像」「女性像」のこと。社会的性別。	5、12、58
	自主防災組織	区又は自治会等を単位として地域住民等が自主的に防災活動を行う組織のこと。	86
	実質公債費比率	市の標準的な財政規模に対する元利償還等の比率で、元利償還金による財政負担の度合いを示す指標のこと。	139



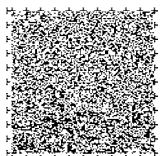
行	用語	解説	掲載ページ
さ	シティプロモーション	地方自治体が地域の特色や魅力等を様々なツールで広く発信することによって、知名度や好感度を上げ、定住・交流人口の増加や企業誘致等につなげていくこと。	31、48、128
	社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）	「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。	82
	重層的支援体制	様々な地域福祉のニーズに対応するため、対象者ごとの支援体制を越えて、すべての地域住民を対象とし、包括的に支援を行う体制のこと。	27
	主体的・対話的で深い学び	学ぶことに興味や関心を持ち、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話等により、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりする「深い学び」の総称のこと。	26
	生涯学習人材バンク	生涯学習に関する豊富な経験や資格を持つ個人や団体の人材情報を登録し、市民が生涯学習を始めるときの情報提供をする仕組みのこと。	64
	小・中学校の適正規模・適正配置	児童生徒が集団の中で一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質や、地域コミュニティの核である学校の特性を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じて、適正な規模を維持するために小・中学校を適正に配置すること。	26、62
	情報システムのクラウド化	情報の管理・運営を、自組織内の機器を使用したものから、ネットワークを通じて、外部の事業者のサービスの利用に移行させること。	135
	情報リテラシー	情報を取り扱う上での理解や、情報及び情報手段を主体的に選択し、適切に活用するための能力のこと。	135
	人口推移における社会動態	転入・転出に伴う人口の増減のこと。	129
人生100年時代	平均寿命の延伸により、従来の人生設計にとらわれない柔軟かつ多彩な生き方を考える必要がある時代のこと。	13、14、26、30、64、80、110	



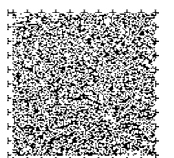
行	用語	解説	掲載ページ
さ	スクラップ・アンド・ビルド	事業の新設を行う場合において、歳出予算の肥大化を防ぐため既存の事業の廃止・見直しをすること。	32、49、133、139
	ステークホルダー	直接的・間接的な利害関係者のこと。企業、事業者、団体、行政機関（官公庁）、教育機関、地域社会等を含む。	43、48、126
	スーパーシティ構想	AIやビッグデータを活用し、自動運転、行政手続き、キャッシュレス、遠隔医療、遠隔教育等、暮らしを支える様々な最先端のサービスを実装し、社会のあり方そのものを変えていく都市構想のこと。	14
	スマート農業	ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化、高品質生産の実現等を推進している新たな農業のこと。	104
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人々を、財産分与や悪質な契約、商取引等から保護し、支援する制度のこと。	83
	セーフティネット	社会的・経済的な危機に備えるための相談体制や社会保障等の仕組み・支援制度のこと。	45、74
	ゼロカーボンシティ	2050年までに、二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと。	15、30、43、47、95、118
	総合窓口	住民異動等の手続きについて、関連する全ての手続きを一度に完了できるように整備された窓口のこと。	31、134
た	ダブルケア	子育てと介護を同時に担わなければならない状態のこと。	74
	「多様な働き方実践企業」認定制度	仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務等、多様な働き方を実践している企業等を埼玉県が認定する制度のこと。	111
	地域完結型医療	個別の医療機関がそれぞれ全ての医療ニーズに対応するのではなく、医療機関がそれぞれの得意分野を生かし、地域全体で切れ目なく必要な医療を提供する体制のこと。	27、68
	地域新電力事業	地方自治体の戦略的な参画・関与のもとで小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業のこと。	118



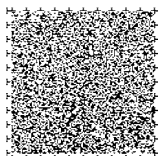
行	用語	解説	掲載ページ
た	地域提案型活動事業	市民が主役となり、魅力あふれる地域づくりを進めるため、市民団体が自ら企画、提案及び実施する活動を支援する市独自の取組み。	123
	地域包括ケアシステム	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、高齢者を地域で支える仕組みのこと。	45、80
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の様々な相談や権利擁護等を行う機関のこと。	81
	データヘルス	医療保険者が電子的に保有された健康医療情報を活用した分析を行った上で実施する、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業のこと。	68
	デマンド交通	利用登録をした人が、電話等の予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービスのこと。	29、46、96
	電子申請・届出サービス	インターネットを利用して、自宅のパソコン等から、原則 24 時間、いつでも、どこからでも申請・届出等の行政手続きが行えるサービスのこと。	134
	特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物のこと。	114
	都市近郊農業	大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園等において営まれる農業のことで、都市型農業は住民に新鮮で安全な農産物を供給している。	29、104
	トータルケア	複雑化する福祉の問題に対し、様々な主体が協働しながら、地域全体で支援を行うこと。	75
	とねっと	利根保健医療圏（久喜市、行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）内の地域の病院、診療所等を安全なネットワークで結び、患者の情報を共有するシステムのこと。	27



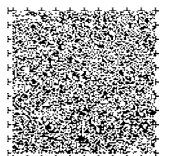
行	用語	解説	掲載ページ
な	ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方。	82
は	バリアフリー	障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建物内の段差等、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近では制度的・心理的な障壁の除去といったより広い意味で用いられてきている。	82
	ビジネスグランプリ	これから創業する方やビジネスプランを持つ中小企業者等を発掘するとともに、新たな取組みにチャレンジする人を支援するなど、市内をビジネス拠点とする事業者の創出を目的に、ビジネスプランを全国から募集する取組みのこと。	109
	ビッグデータ	ICTの発達により、収集・蓄積・分析が可能になった膨大でリアルタイムに変化するデータのことで、ビジネスや医療等、様々な分野で活用されている。	14
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい方とお手伝いができる方が会員として登録し、地域における子育ての援助活動を支援する事業。	77
	フィルムコミッション	映像作品を通じて知名度の向上や観光振興及び地域の活性化を図るため、映画やTVドラマ等、様々な撮影の誘致・支援を行うこと。	129
	フードバンク	安全に食べられるにも関わらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で通常の販売が困難な食品を、NPO等が企業等から引き取り、必要としている施設や団体、生活困窮者へ無償で提供すること。	77
	ふるさと納税制度	生まれ故郷や応援したい市町村等を自分で選択し、その自治体に寄附（ふるさと納税）ができる制度のこと。	109
	フレイル	年齢とともに心身の活力が低下し、虚弱の状態になること。	80
	補助タク	公共交通の補完・充実を図り、75歳以上の高齢者や障がい者等交通弱者の移動手段の確保と日常生活の利便性の向上のため、地方自治体が運行する登録型のタクシーサービス。	29、46、96



行	用語	解説	掲載ページ
ま	マイ・タイムライン	住民一人ひとりの防災行動計画であり、台風の接近等による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。	87
	マイナポータル	マイナンバーカードを活用し、行政手続きや自身の情報・お知らせを確認できるなど、様々なサービスをいつでもどこでも安全に利用することができるオンラインサービスのこと。	135
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	日本の人口の現状を踏まえ、人口減少の克服や社会全体の活力の維持・向上を実現するため、今後の目標や施策の方向性等を提示した計画のこと。	4、15
	『求められる職員像』	市民の期待に応える行政を推進する人材の育成を進めるため、本市職員が目指すべき職員像で、『想いを実現へ「気づき、考え、動く!」』と規定している。	132
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の者のこと。	74
	遊休農地	かつて農地であったが、現在は農地として利用されておらず、将来も利用の見込みがない土地のこと。	104
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービス等を作っていこうとする考え方。	40、82
	ユニバーサルデザイン遊具	障がいの有無に関わらず、誰もが利用できるようにデザインされた遊具のこと。	99
	要支援・要介護認定	介護保険制度において、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）や、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）であるかどうかを認定すること。	81
ら	ライフステージ	出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職等の人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分のこと。	27、44、69



行	用語	解説	掲載ページ
ら	ランニングパトロール隊	本市内で定期的にランニングやジョギングを行っている人に、日頃の活動の範囲内で「児童生徒の見守り」、「防犯灯の故障や道路の不具合箇所の通報」等、地域の安全・安心見守り活動をお願いする市独自の取り組み。	28、89
	リカレント教育	学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくために社会人が行う学びのこと。	14、30、110
英数字	6次産業	農業や水産業等の第1次産業が第2次産業としての食品加工、第3次産業としての流通販売にも業務展開し、新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。	29、104
	8050問題	「80代」の親が、長年ひきこもる「50代」の子どもの生活を支えなければならない問題のこと。	74
	DX（デジタル・トランスフォーメーション）	高速インターネットやクラウドサービス、AI（人工知能）等情報技術によって、ビジネスや生活、組織、社会を変容させること。	14、31、41、43、48、134
	ESD教育	Education for Sustainable Developmentの略語で「持続可能な開発のための教育」と訳される。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、解決に向け身近なことから行動する、持続可能な社会の創り手を育む教育のこと。	60
	GIGAスクール構想	文部科学省による、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する取り組みのこと。	13、26
	ICT	Information and Communication Technologyの略語。コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。	13、14、26、62、134
	IoT	Internet of Thingsの略語。全てのモノがインターネットとつながり、相互に情報交換や制御ができる仕組みのこと。	14
	KPI	Key Performance Indicatorsの略語。目標の達成度合いを評価するために設定された数値指標のこと。	4、10、53、133



行	用語	解説	掲載ページ
英数字	NPO	Non-Profit Organization の略語。営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全等様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。	15、47、122
	PPA モデル	Power Purchase Agreement の略語。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO ₂ 排出の削減ができる。	119
	PPP/PFI	PPP は、Public Private Partnership の略語。官民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと。PFI は、Private Finance Initiative の略語。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うことであり、PPP の代表的な手法である。	48、126
	SDGs 未来都市	地方創生 SDGs の達成に向け、優れた SDGs の取組みを提案する地方自治体を「SDGs 未来都市」として選定する内閣府主導の制度。	15
	Society5.0	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。	14、15
	STEAM 化された学び	Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の略語。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等の横断的な学びのこと。	13、60

